

**令和 7 年度 入門的研修から入職までの一体的支援モデル事業  
提 案 仕 様 書**

**1 事業の目的**

介護分野への参入促進のため、未経験者を対象として行っている介護に関する入門的研修（以下、「入門的研修」という。）に加え、職場体験、マッチング等を一体的に実施し、切れ目のない支援を行うことにより、実際の入職につなげ、介護人材の確保とすそ野を広げる。

**2 委託事業の内容**

入門的研修から入職までの一体的支援モデル事業（以下、「モデル事業」という。）を創意工夫の上実施し、次の①～⑧の要素を組み込み、その経過と成果を報告書にまとめる。

また、事業全体をコーディネートする責任者を 1 名配置すること。（専任・非専任は問わない）

- ①一体的支援に係る検討・実施体制の構築
- ②事業計画の策定
- ③入門的研修の実施
- ④職場体験の実施
- ⑤職場体験の状況等を踏まえた、求人事業者との丁寧なマッチング
- ⑥入職後のフォロー体制の構築
- ⑦事業実施後の効果検証、評価等
- ⑧その他

**（2）実施内容の詳細**

- ①一体的支援に係る検討・実施体制の構築
  - ・ 業界団体、研修事業者、県等の関係者が連携して、一体的支援の仕組み検討・計画・事業実施・評価等を行う体制を構築すること。なお、既存の関係者が連携した協議会等を活用することも可能である。
  - ・ ②の事業計画の策定、⑦の事業実施後の効果検証、評価等については、上記の体制を活用すること。
- ②事業計画の策定
  - ・ 対象とする地域の設定、入職まで見据えた入門的研修のターゲット選定、広告戦略や関係事業者開拓等の項目についての計画を策定すること。
  - ・ 介護業務（周辺業務を除く）への従事者の確保を主な目的とした事業設計にすること。
  - ・ 計画にあたっては事業効果を検証・評価できる指標を設けること。

- ・策定にあたっては①の体制を活用すること。

### ③入門的研修

- ・対象者は、原則として県内に在住又は在勤する者で、福祉・介護以外の分野からの離職者や初めて介護の仕事を目指す者等であり、福祉・介護分野への就労意欲がある者とする。
- ・参加人数は各回20名程度とすること。
- ・年間4回以上実施すること。
- ・会場の設定については、県南にあつては岡山市又は倉敷市、県北にあつては津山市等の主要都市で必ず各1回以上開催するとともに、公共交通機関の便や駐車場の有無を勘案し、託児サービスを実施する等受講者が参加しやすい環境を整えること。
- ・受講料は原則無料とすること。なお、テキスト等の実費を徴収することは可能であるが、できる限り廉価となるよう努めること。
- ・研修の時間は21時間とすること。（内容は別表のとおり）
- ・岡山県福祉人材センターと連携し、介護福祉士等の資格の届出を促すこと。
- ・受講生の募集については、県、市町村、各種団体等に協力を依頼するとともに、岡山県福祉人材センターや県内ハローワーク等と連携すること。また、新聞、ラジオ等のマスメディアやSNS等を活用するなど、効果的な方法により周知を図り、多くの受講者が確保できるよう努めること。
- ・各回の入門的研修等の業務が終了したときは、遅滞なく別に定める実施状況報告書を作成し、研修等の資料及び参加者名簿（氏名、性別、年齢、生年月日、保有する資格、住所、電話番号、人材センターへの介護福祉士等の資格の届出の有無、就職が決定した場合の就職先名及び採用年月日等を記載したもの）を添付の上、翌月10日までに県に報告すること。
- ・外国人の受講者が参加する可能性にも留意し、必要に応じてふりがな付きのテキストを配布する等の配慮に努めること。

### ④職場体験

- ・入門的研修の前後又は研修の一部として入門的研修受講者が必ず体験できるように実施し、入職へのハードルが下がるよう工夫すること。（職場体験を受講者の希望制にする事業設計は認めない）
- ・利用者とのコミュニケーションを中心とする職場体験ができるよう、受入事業所の事情も踏まえつつ、事前に十分な調整を行うこと。
- ・職場体験の実施に当たり、介護分野での就業を目指す者としての心構えやマナー等について事前に指導する時間を設けること。
- ・一人ひとり確実に丁寧な支援が行えるようフォローを行う職員（以下「サポーター」と呼ぶ）を配置し、マッチングまでのつながりがスムーズに行えるよう工夫すること。
- ・マッチングまでのつながりがスムーズに行えるよう工夫すること。

### ⑤職場体験の状況等を踏まえた、求人事業者との丁寧なマッチング

- ・岡山県福祉人材センター又は県内各ハローワーク等と連携し、受講者に対して就業の斡旋等を行うこと。

- ・サポーターは、受講者の希望する就業条件等を丁寧にヒアリングし、マッチングまでスムーズにつなげること。
- ・受講者の就業状況を把握し、その結果を実施状況報告書の中で県に報告すること。

#### ⑥入職後のフォロー体制の構築

- ・離職を防止するため、①の体制において、効果的なフォロー体制について検討・構築すること。
- ・サポーターは入職後も継続して受講者をフォローし、不安や悩みに適切に対応することで、離職の防止に努めること。
- ・各回の入門的研修等の終了後、受講者に対して研修内容等に対する理解度や今後に関する希望、福祉・介護分野への就労意向、当該研修等を知った媒体、県からの就職支援に関する情報提供の希望の有無等についてアンケート調査を行うこと。また、アンケート調査後は、速やかに結果を集計し、県に報告すること。

#### ⑦事業実施後の効果検証、評価等

- ・多くの受講者の入職を目指すことはもとより、当事業がモデル事業であることを鑑み、工夫した点や課題点を確実に把握・評価し、わかりやすい形で報告を行うこと。
- ・②の事業計画の策定時に設定した指標等を用い、事業終了時に効果測定結果を示し、評価・考察を行うこと。

#### ⑧モデル事業として創意工夫した内容を盛り込むこと。

### (2) その他

- ①入門的研修受講者等の個人情報の保護について、十分留意すること。特に個人情報を入手する場合には、入職等の支援のために関係機関に個人情報の共有があり得る旨を説明した上で、本人の同意を得ておくこと。また、個人情報が特定されない範囲内で、モデル事業の成果等として支援の内容を公表することがあり得ることも同意を得ておくこと。
- ②入門的研修等実施中の事故には傷害保険等で備え、万一事故が発生した場合は、業務受託者が対応すること。
- ③業務受託者は、業務の執行状況及びその収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、業務完了後5年間保存すること。
- ④業務受託者は、当該業務に係る予算及び当該業務運営上重要な事項については、事前に県と協議すること。
- ⑤上記(1)③の入門的研修を修了した受講者に対しては、県から修了証明書(別紙参照)を発行するものとする。このため、あらかじめ県から実施状況報告書の提出を求められることがある。

### 3 委託料

8,884,000円(税率10%により計算した消費税額及び地方消費税の額を含

む。) 以内で、かつ総事業費から参加者の受講費等の収入を差し引いた額とする。

#### **4 事業の実施期間**

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(別表) 研修内容及び研修時間数

| 研 修 科 目   |            | 研修時間数   | 研 修 内 容                                                                                                                                           |
|-----------|------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基礎講座      | 介護に関する基礎知識 | 1. 5 時間 | ○介護に関する相談先（市区町村の窓口、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所）<br>○介護保険制度の概要（サービスの種類、利用手続き、利用者負担など）<br>○介護休業制度などの仕事と介護の両立支援制度の概要（介護休業や介護休暇などの内容や利用手続きなど）                |
|           | 介護の基本      | 1. 5 時間 | ○介護における安全・安楽な体の動かし方（ボディメカニクスの活用）<br>○介護予防・認知症予防に使える体操（介護予防の理解、手軽に取り組める指先や手などを使った体操の紹介）                                                            |
| 入門講座      | 基本的な介護の方法  | 1 0 時間  | ○介護職の役割や介護の専門性<br>○生活支援技術の基本（移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等に係る介護や支援の基本的な方法）<br>○老化の理解（老化に伴う心身機能の変化と日常生活への影響など）                              |
|           | 認知症の理解     | 4 時間    | ○認知症を取り巻く状況（認知症高齢者の今後の動向や認知症に関する施策など）<br>○認知症の中核症状とBPSD、それに伴う日常生活への影響や認知症の進行による変化<br>○認知症の種類とその原因疾患、症状、生活上の障害などの基本的な知識<br>○認知症の人及びその家族に対する支援や関わり方 |
|           | 障害の理解      | 2 時間    | ○障害の概念や障害者福祉の理念（ノーマライゼーションやICFの考え方）<br>○障害特性（身体、知的、精神、発達、難病等）に応じた生活上の障害や心理・行動の特徴などの基本的な知識<br>○障害児者及びその家族に対する支援や関わり方                               |
|           | 介護における安全確保 | 2 時間    | ○介護の現場における典型的な事故や感染など、リスクに対する予防や安全対策、起こってしまった場合の対応等に係る知識<br>○介護職自身の健康管理、腰痛予防、手洗い・うがい、感染症対策等に係る知識                                                  |
| 合 計 時 間 数 |            | 2 1 時間  |                                                                                                                                                   |

## 【留意事項】

研修の趣旨や目的を的確に理解し、研修内容を適切に実施できる講師を確保すること。

なお、介護職員初任者研修課程において履修すべき科目と重複していることから、介護職員初任者研修における講師の要件を参考にすること。

修 了 証 明 書

氏 名

年 月 日生

上記の者は、介護に関する入門的研修（基礎講座及び入門講座）  
を修了したことを証明する。

令和 年 月 日

岡山県知事

（入門的研修実施事業者名）